

令和7年度農林水産物マッチング事業（WEBサイト制作業務）
公募型プロポーザル募集要領

1 事業の目的

本業務は、首都圏等の流通、小売、飲食・宿泊等事業者等（以下「流通事業者」という。）をターゲットとして、福島県内農林水産物の生産者・加工事業者等（以下「生産者等」という。）の情報や取扱商品等を紹介するとともに、バイヤー向けのマッチング業務（産地視察ツアー・商談会等業務、交流会業務等）の情報を発信するWEBサイトを制作し、福島県産農林水産物の一層の販路拡大を目的とする。

2 業務名

令和7年度農林水産物マッチング事業（WEBサイト制作業務）

3 業務概要

- (1) 「ふくしまプライド。」バイヤー向け農林水産物ガイド（WEBサイト）制作
- (2) CMS操作マニュアル作成
- (3) WEBサイトの更新

なお、委託契約期間は、契約の日から令和8年3月31日までとする。

4 業務仕様

別紙「令和7年度農林水産物マッチング事業（WEBサイト制作業務）業務仕様書（案）」のとおり。なお、具体的な手法については、企画提案書の選定後に提案内容を反映して決定し、仕様書を作成する。

5 見積限度額

2,470千円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内

※提案された企画内容を実施するために必要となるすべての経費を含む。

6 参加資格

企画提案書を提出する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

7 実施のスケジュール

次の表のとおり。

日 程	項 目
令和7年3月19日（水）	プロポーザル募集要領の公表
令和7年3月25日（火）17時	質問書の提出期限
令和7年3月27日（木）17時	質問書への回答
令和7年3月31日（月）17時	参加申込書の提出期限
令和7年4月 1日（火）	参加資格確認結果の通知
令和7年4月 7日（月）17時	企画提案書等の提出期限
令和7年4月中旬予定	審査結果の通知
令和7年4月下旬～5月予定	契約締結

8 手続きに関する事項

(1) 質問の受付

質問については、以下により受け付ける。

ア 提出書類：令和7年度農林水産物マッチング事業（WEB サイト制作業務）公募型プロポーザル募集要領等に関する質問書（様式第1号）

イ 提出期限：令和7年3月25日（火）17時まで

ウ 提出方法：農産物流通課宛に郵送、持参又は電子メールにより提出すること。

※郵送による提出の場合3月25日（火）必着で送付すること。

※持参による提出の場合、受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の8時30分から17時までとする。

※電子メールによる提出の場合、電話で受信確認すること。

- エ 回答方法：質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、3月27日（木）17時までに、農産物流通課のホームページに掲載する。

（2）参加申込

プロポーザルに参加する意思のある者は、以下により必要書類を提出すること。

なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

- ア 提出書類：①令和7年度農林水産物マッチング事業（WEBサイト制作業務）公募型プロポーザル参加申込書（様式第2号）

②会社概要や業務分野が記載された資料（1部）

- イ 提出期限：令和7年3月31日（月）17時まで

- ウ 提出方法：農産物流通課宛に郵送、持参又は電子メールにより提出すること。

※郵送による提出の場合3月31日（月）必着で送付すること。

※持参による提出の場合、受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の8時30分から17時までとする。

※電子メールによる提出の場合、電話で受信確認すること。

- エ 回答方法：参加申込書の内容及び参加資格要件の適否を確認し、その結果を4月1日（火）までに書面で通知する。

（3）企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、8の（2）の参加申込を行った上で、以下により必要書類を提出すること。

- ア 提出書類：①企画提案書（記載内容等については9のとおり）

②類似業務実績一覧（令和5～6年度）

- イ 提出部数：15部

- ウ 提出期限：令和7年4月7日（月）17時まで

- エ 提出方法：農産物流通課宛に郵送又は持参により提出すること。

※郵送による提出の場合、4月7日（月）必着で送付すること。

※持参による提出の場合、受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の8時30分から17時までとする。

※電子メール及びFAXによる提出は受け付けない。

（4）提出先

各書類の提出先は、「14 問合せ先及び提出先」のとおり。

なお、提出された書類等は返却しない。

9 企画提案書の記載内容等

(1) 記載内容

以下の「提案1」から「提案3」までを記載すること。

提案1：WEBサイト制作業務の取組内容

ア 別紙「農林水産物マッチング事業（WEBサイト制作業務）業務仕様書（案）」の2（3）を基に、3（1）から（4）まで提案すること。

イ その他、本業務の目的を達成するために必要な取組があれば、提案すること。

ウ 企画内容を実施するためのスケジュールを表で示すこと。

提案2：業務の実施体制

ア 業務の遂行に当たっては、十分な経験を有する者を総括責任者として選任することとし、総括責任者の所属、氏名、経歴、過去の実績等を明記すること。

イ 業務実施体制について、提案企業内部のほか、連携する企業・団体等がある場合はその担当内容や役割が分かるよう提案すること。

提案3：積算見積書

業務の内容ごとに各費目の内訳がわかるよう記載すること（人件費、交通費、通信運搬費、印刷費、電波料、掲載料、制作費等）。

(2) 様式

日本産業規格A4版横で両面10枚以内（総頁数：20頁以内）とすること。なお、表紙は枚数に含めず、必要に応じてA3版の折込も可とするが、2頁としてカウントする。

(3) 費用負担

企画提案書等の作成等に要する費用は提案者の負担とする。

10 企画提案書の評価基準等

(1) 選定方式

公募型プロポーザルの選定方式により、各参加者からの企画提案を受け、県はこれを総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定する。

参加者の企画提案書については書面審査を行い、業務委託予定者とし、契約締結の手続きを行う。なお、本プロポーザルは、説明会及びプレゼンテーションによる審査は行わない。

(2) 評価基準及び配点

下表の評価項目及び評価基準により審査を行う。

評価項目	配点	評価基準
1 WEBサイト制作業務の取組内容	60点	WEBサイトの利便性、訴求力、販促効果、履行の確実性、スケジュール管理等
2 業務の実施体制	30点	実施体制、業務遂行能力等
3 積算見積	10点	実施内容に対する予算額の妥当性等
合計	100点	

(3) 業務委託予定者

ア 審査会において審査委員ごとに企画提案書の評価・採点を行い、その点数の合計した総合点と順位を参考に、業務委託予定者及び次点の者を決定する。

イ 企画提案者が1者のみの場合は、審査委員の総合点の平均点が60点数以上となった場合に、当該事業者を業務委託予定者とする。

(4) 審査結果の通知及び公表

ア 審査の結果通知

審査の結果は、審査参加者全員に対して、書面で通知する。また、審査結果を農産物流通課のホームページに掲載し、業務委託予定者を公表する。

【結果通知及び公表：令和7年4月中旬】

イ 審査結果に関する開示請求

選定されなかった者は、その審査結果通知の日の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由を書面により求めることができる。また、その開示は書面にて行い、請求書が到達した日から起算して10日以内に通知する。

11 企画提案書を失格とする事項

次のいずれかに該当する企画提案書は失格とする。

- (1) 募集要領等で示す条件に違反した企画提案書
- (2) 虚偽の内容が記載されている企画提案書
- (3) 審査委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書

12 契約に関する事項

(1) 仕様書の協議

業務委託予定者と県が協議して、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。

(2) 契約金額の決定

協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取して決定する。なお、見積金額は上限額を超えないものとする。

(3) 評価内容の担保

企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

(4) その他

この手続きに参加した者が、参加資格のいずれかを満たさないこととなった場合、または見積徴取の結果、契約締結に至らなかった場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と契約の協議をする。

13 その他の事項

- (1) 県で実施する他の関連事業との連携に配慮し、相乗的な効果の発現に努めるものとする。
- (2) 当該業務として作成した各種コンテンツは、複数年の使用、県のホームページ、ポスター・パンフレット等への二次利用を行う場合がある。については、県が二次利用するにあたり、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することがないように、必要な許諾を得ること。
- (3) 企画提案のあった規模を下回ることはできないため、実現可能な提案とすること。
仮に実施計画書の内容を実施できない場合には、県と協議の上、それに匹敵する内容、活動に変更することが可能であるが、内容によっては委託料の減額となることがある。
- (4) 必要な資材の調達等は可能な限り県内事業者を活用すること。
- (5) 本事業は、令和7年度予算として執行するものであるから、事業は国及び県の予算が可決され、令和7年4月1日以降で予算の執行が可能になったときに確定するものである。

14 問合せ先及び提出先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号（福島県庁 西庁舎9階）
福島県 農林水産部 農産物流通課（担当：渡部、伊藤、川本）
電話 024-521-7377 E-mail ryutsu.aff@pref.fukushima.lg.jp